

## 領収書等の記載項目の確認および保管について

- ◇ 教育資金として預金を払い戻す場合は、その都度領収書その他の書類または記録でその支払いの事実を証するもの（以下「領収書等」といいます。）の原本またはそれに準じるものを提出願います。
- ◇ 当行で内容を確認し、「適用済」と記載またはゴム印を押印した後、原本をお返しいたします。  
あわせて「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」に関する領収書等明細一覧兼チェックシート」に記入してください。
- ◇ 「領収書等」として提出が必要なものは以下のとおりです。（別紙の見本を参照願います。）

### 1. 領収書の場合

発 行 者	保管（提出）が必要なもの		補 足 説 明
	領収書	添付書類	
学校等	必 要	不 要	領収書には、支払日、金額、支払者（宛名＝お孫さま等、摘要等にお孫さま等の氏名が記載されている場合はお孫さま等の親権者さまでも可）、支払先の氏名（名称）および住所（所在地）（注②）、支払内容（注③）が記載されていることが必要です。
塾や習い事教室			
業者 〔学校で必要なものの購入に限る〕		学校からの支払依頼文書（注①）	

（注①）年度や学期の始めに配付されるプリントや「学校便り」「教科書購入票」等、学校等が業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼している書面です。

なお、書面には学校名、年月日、用途・費目が記載されていることが必要です。

（注②）住所（所在地）の表示があるホームページを印刷したものをご提出いただくことも可能です。

「学校等」への支払いで、支払先住所の記載がなくても補記は不要です。

「学校等以外」への支払いで、支払先住所は、支払者（本人または親権者）が追記できます。（追記箇所）に署名または押印願います。）

（注③）支払内容として資金使途（例「〇〇代として」）の記入が必要です。また学校等以外の者（塾や習い事）に必要な費用を直接支払う場合の領収書については、支払内容に加えて、その支払内訳（例「〇月分〇〇料として（〇回または〇時間等）」）についても記載されていることが必要です。

「学校等」への支払いで、支払内容は、支払者（ご本人または親権者）が追記できます。（追記箇所）に署名または押印願います。）

### 2. 領収書以外の「支払の事実を証する書類」の場合

親権者さまやご本人さまが以下の方法により教育資金を支払いされる場合は、領収書の代わりに「支払の事実を証する書類」をご提出願います。なお、（※）印の表示のある支払方法は、教育資金贈与専用口座ではお取扱いはできませんので、別の口座（他金融機関を含む）をご利用願います。

支払方法	保管（提出）が必要なもの		補 足 説 明
	支払の事実を証する書類	添付書類	
振込	窓 口	振込受付書	右記の要件がすべて記載されている場合は不要です。
	ATM （※）	ご利用控え	
	インターネット バンキング （※）	振込完了画面の印刷	
口座振替（※）	通帳のコピー		
クレジットカード（※）	ご利用明細と通帳のコピー（注④）		

「支払の事実を証する書類」には支払日、金額、支払者（宛名）、支払先の氏名（名称）および住所（所在地）（注②）、支払内容（注③）が記載されていることが必要です。

月謝袋での 集金	月謝袋 (コピーでも可)	右記の要件がすべて記載されていない場合は、学校からの支払依頼文書(注①)が必要です。	(注④) クレジットカードを利用した場合の「支払日」は、クレジットカードのカード利用日となります。
-------------	-----------------	--------------------------------------------	---------------------------------------------------

### 非課税対象となる教育資金の範囲

支払先	支払内容	最大非課税額
学 校 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、教育充実費</li> <li>○ 修学旅行・遠足費</li> <li>○ 入学(園)試験の検定料</li> <li>○ 日本スポーツ振興センターの災害共済給付の共済掛金</li> <li>○ PTA会費、学級会費・生徒会費、学校の寮費(学校等からの領収書等により確認ができる場合)など</li> <li>○ 給食費、学用品費など学校等における教育に伴って必要な費用など(学校等が費用を徴収し、業者等に支払う場合に限る)</li> </ul>	1,500万円
学校等以外	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学習塾、そろばん教室、水泳教室、ピアノ等文化芸術にかかる教室等に直接支払われる月謝等</li> <li>○ 上記に必要な物品購入(業者でなく、各施設に直接支払われるもの)</li> <li>○ 通学定期券代、留学渡航費、学校等に入学、転入学、編入学するにあたって必要となる転居に伴う交通費</li> </ul> <p>※ 下宿代は対象外。 ※ 入学願書の購入費用は対象外。</p>	500万円 (上記1,500万円の範囲内)

※教育資金の範囲から学校等以外の者に支払われる金銭で受贈者(お孫さま等)が23歳に達した日の翌日以後に支払われるもののうち、2019年7月以降に支払われる教育に関する役務提供の対価、スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価、これらの役務提供又は指導に係る物品の購入費及び施設の利用料を除外する。ただし、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用は除外しない。

## 学校等とは

- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
- 大学、大学院
- 高等専門学校
- 専修学校、各種学校
- 保育所、保育所に類する施設、認定こども園
- 外国の教育施設のうち一定のもの（その国の学校教育制度に位置づけられている学校、日本の小学校・中学校又は高等学校と同等であると文部科学大臣が認定したもの、インターナショナルスクール、国内にある外国の教育施設で、日本の学校への入学資格が得られるもの、国際連合大学）
- 水産大学校、海技教育機構の施設（海技大学校、海上技術短期大学校、海上技術学校）、航空大学校、国立国際医療研究センターの施設（国立看護大学校）
- 職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校(※)、職業能力開発短期大学校(※)、職業能力開発校(※)、職業能力開発促進センター(※)、障害者職業能力開発校

(※) 印の施設は、国・地方公共団体・職業能力開発促進法に規定する職業訓練法人が設置するものに限りません。

「領収書等」、「学校等」・「学校等以外」の区分、非課税となる教育資金の範囲についての詳細は、文部科学省作成の「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について（文部科学省ホームページにも掲載されています）」をご参照ください。

※ 文部科学省ホームページ

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm)

## 6. お問い合わせ

教育資金贈与専用口座に係るご質問はお気軽にお電話ください。

当行専用フリーダイヤル

(受付時間：平日AM9:00～PM5:00)

0120-770164